

令和元年6月25日

「科研費改革に関する作業部会」からの検討要請に対する回答について(改訂版)

独立行政法人日本学術振興会
学術システム研究センター

平成31年4月15日に開催された「科研費改革に関する作業部会」(以下、「作業部会」という。)において、当面の審議事項として提示された検討課題のうち、「若手研究者の大型種目への応募促進」、「挑戦的な研究の促進」、「審査委員の負担軽減や適切な判断に資する審査情報の取扱い」については、本会学術システム研究センター(以下、センターという。)で検討を行い、報告するよう要請があった。

センターでは、この要請を受け、これらの三つの検討課題について、令和元年6月18日に開催された「作業部会」において報告を行った。この「作業部会」において、本検討結果を「科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会」に報告することとなったため、以下のとおり改訂版として整理したものである。

また、「作業部会」において示された検討課題に係るいくつかの具体的な検討案については、本会科研費改革推進タスクフォースがとりまとめた「科研費改革推進タスクフォースにおける議論のまとめ¹(以下、「TFまとめ」という。)」において行った提言を受けたものも含まれているが、今回の具体的な検討にあたっては、それらについても有効性や実行可能性について改めて検証した。

¹ 詳細は第10期研究費部会(第1回)配付資料を参照。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/shiryo/1415283.htm

1. 若手研究者の大型種目への応募促進について

「若手研究者の大型種目への応募促進」について、「作業部会」において提示された論点は以下のとおりである。

- (1) 「若手研究 (A)」の廃止に伴って、若手研究者の応募動向が「基盤研究 (B)、(C)」へ移行するとともに、採択者に占める若手研究者の比率は増加しているものの、その一方で、より大型の「基盤研究 (A)」や「基盤研究 (S)」については、若手研究者の応募自体が非常に少ないのが現状。研究の高度化や国際競争の激化の最中において更なる研究力向上を図るためには若手研究者に対して、より大規模な研究課題への挑戦を促すことが必要。
- (2) 「若手研究 (A)」の廃止に伴う「基盤研究 (B)」への移行については、必ずしも期待通りとは言えない状況である。平成 31 年度「基盤研究 (B)」の配分では、若手研究者の積極採択枠も拡大したが、若手研究者の大きな増加につながっていない。一方で、若手研究者の採択率は向上しており、全体採択率と比較して高い水準にある。

上記 (1) (2) の論点に対し、若手研究者のより大型種目への応募を一層促進する方策の具体的な検討の方向性として、

- ① 若手研究者を対象とした重複応募制限の緩和の検討
- ② 若手研究者の積極採択に関する仕組みの拡大、見直しの検討

が提示された。

この①②に対して、センターでは、科研費本来の趣旨や「若手研究」の意義・目的に立ち返って考えるとともに、過去の関連する議論の経緯を検証し、制度との整合性にも十分に配慮して検討を行った。

それらを踏まえ、センターからは次の案を提案したい。

<具体的提案>

○「若手研究(1回目)」を受給中で最終年度の者、又は過去に「若手研究」の採択実績がある者のうち、若手研究の応募要件を満たす者が、「基盤研究(S)、(A)、(B)」の「基盤研究」種目に応募する場合は、「若手研究(2回目)」との重複応募を可能とする。

○「基盤研究(S)、(A)、(B)」と「若手研究」の重複受給は不可とする。(両方の研究種目に採択となった場合は、「基盤研究(S)、(A)、(B)」を優先する。)

本提案は、若手研究者が「若手研究」に採択されるなど一定の経験を積んだ上で、次に「基盤研究 (S)、(A)、(B)」のようなより金額規模の大きい研究種目に挑戦する場合に、「若手研究」に同時に応募することを可能とするものである。

これは、「基盤研究 (B)」への応募を希望し、採択され得る実力のある若手研究者が、不採

択となった場合のリスクをおそれて「若手研究」や「基盤研究（C）」に応募するようなケースを想定したもので、次のステップに進もうとより金額規模の大きな研究種目への挑戦を望む若手研究者に対して、リスク緩和を図りその挑戦を可能とする環境を整備するものである。

すなわち、実力のある若手研究者に「基盤研究」種目群で切磋琢磨してもらおうという「若手研究」の見直しの趣旨は維持しつつも、リスクを大きく捉え挑戦に躊躇せざるを得ない状況に置かれている若手研究者に挑戦を促すという観点からの提案である。

その対象については、「若手研究（1回目）」を受給中の最終年度の者だけでなく、「若手研究（「若手研究（S）、（A）、（B）」を含む）」を過去に一度受給した実績があり、かつ若手研究の応募要件を満たす者もほぼ同じ条件にあることから、この条件に合致する若手研究者が「基盤研究（S）、（A）、（B）」に挑戦する場合はこの仕組みの対象者とするのが適当である。一方、仮に、全ての若手研究者に対し無条件に「基盤研究（S）、（A）、（B）」と「若手研究」の重複応募を認めることは、一定の経験を積み、シニア研究者と十分競い合うことができる研究者という大前提に齟齬をきたす。さらに、「基盤研究（S）、（A）、（B）」に「若手研究」と同数程度の応募が増えることがあり得、「基盤研究」種目の競争の激化を招いたり、適正な審査運営への影響が生じたりすることが懸念されるため、適当ではない。

【本提案に至る主な検討のポイント】

○「若手研究」の目的・意義

過去の研究費部会における議論で、「若手研究」の目的・意義は次のように示されている。

科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について

（平成 28 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会報告）

- ・「若手研究」の目的・意義は「経験の少ない若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援すること」、そして、「若手研究者が十分に力を蓄えていない段階であっても、支援をすることにより、多様な試みの中から本当に育つべきものがしっかりとした足掛かりを得、将来の斬新な研究につながっていくようにすること」にあり、科研費の中でも若手研究者に限定した一定期間の特別な支援である。

○「若手研究(A)」の廃止後の応募・採択の動向について

平成 30 年度公募から「若手研究（A）」の新規公募が停止されたが、「基盤研究（B）」では若手研究者の応募件数や採択件数が一定程度増加し、真に実力がある若手研究者は着実に「基盤研究（B）」へ移行していると考えられる。一方で、従来の「若手研究（A）」に応募していたと考えられる応募者集団が、「若手研究（A）」より小型の研究種目である「基盤研究（C）」へ流れる傾向が強く現れている。具体的には、これまでの「若手研究（A）」の応募・採択者集団の約半数程度しか「基盤研究（B）」へ移行していない²。

² 前述の「科研費改革推進タスクフォースにおける議論のまとめ」より抜粋
H29 若手研究（A）応募件数：約 1,800 件→H30 基盤研究（B）39 歳以下応募数：約 1,600 件（※H29 から約 900 件の増）
→H30 基盤研究（C）39 歳以下応募数：約 4,900 件（※H29 から約 2,400 件の増）

この背景事情としては、不安定な雇用環境等、若手研究者の置かれている厳しい状況があると考えられ、自らの研究を発展させるためにより大きな規模の研究費を必要としていたとしても、厳しい採択状況や重複制限もあり、リスクを取って応募することが難しい状況にあるとみるべきである。

○若手研究者に対する優先的な採択枠を設ける考え方について

「若手研究 (A)」の新規公募停止に伴い、若手研究の採択状況をめぐって当事者に過度の不安を生じさせないよう時限的な措置として、若手研究者の積極採択に関する仕組みが導入された³。

しかし、上述のとおり、期待される規模の応募件数の増加に至っていない現状をみると、本仕組みだけでは若手研究者の挑戦を促す効果としては十分とはいえないと考えられる。

また、審査の中で、特別な優遇枠を設けることは、研究計画調書に書かれた内容の学術的価値により公正な審査を行うという、科研費の本質に照らしてなじみにくいものであると言わざるを得ず、政策的に行う場合であっても限定的な措置にとどめるべきである。

○「若手研究」の継続採択者(現在受給中の者)を対象とした重複応募制限の緩和と研究計画最終年度前年度応募について

重複応募制限の緩和に関し、「作業部会」や文部科学省から当初示された一つの検討案は、「若手研究」を受給中の者が研究課題の実施期間中にいつでも「基盤研究 (S)、(A)、(B)」の研究種目に応募することを可能とする案であり、研究期間が3年以上の課題に対して「研究計画最終年度前年度応募」を認めている現行制度とともに、重複応募制限に係る特例措置を更に拡大するという考え方である。

「若手研究」の意義は先に述べたとおりであるが、その意義が達成されたか否かわからないまま、金額規模が大きい種目に挑戦を促すことは現行の種目体系の考え方に整合しない可能性がある。

科研費は研究計画調書に書かれた研究期間で研究目的を達成することを前提として採択しており、研究期間中に他の科研費に応募するために継続課題を辞退することは原則として認めていない。過去の検討においても「研究計画最終年度前年度応募」の運用については、かなり限定的かつ慎重に行われてきており、それまでの成果等を踏まえた新規課題として研究計画を再提案する場合に活用できる例外的な制度であって、単なる研究種目間の乗り換えを奨励するためのものではない。

本検討に当たっては、過去に研究費部会で行われた以下の議論を踏まえている。

H29 若手研究 (A) 採択件数：約 400 件→H30 基盤 (B) 39 歳以下採択件数：約 400 件 (※H29 から約 200 件の増)

→H30 基盤 (C) 39 歳以下採択件数：約 1,900 件 (※H29 から約 700 件の増)

³ 具体的には、「基盤研究 (B)」の審査において、若手研究者による応募課題から、ボーダーライン上位のものを優先的に採択できる枠組を設けるものである。

- ・平成 14 年度より「研究計画最終年度前年度応募」の仕組みを設定。
「科学研究費補助金の改善について」(平成 13 年 7 月 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会報告)
- ・平成 22 年度より、若手研究種目の受給回数の制限、若手研究種目への「研究計画最終年度前年度応募」の導入。
「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について(これまでの審議のまとめ)」
(平成 21 年 7 月 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)
- ・平成 30 年度より、若手種目の「研究計画最終年度前年度応募」対象を拡大。
「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」(平成 28 年 12 月 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

そうした点を踏まえると、一旦開始した研究計画から容易に他の研究計画へ乗り換えられるような案は、「そもそも研究計画とは何か」という点にも関わってくる問題であり、特に若手研究者にとってモラルハザードに繋がりがかねないと懸念する。

また、「若手研究」を基とした「研究計画最終年度前年度応募」の活用状況はかなり低い割合にとどまっており、当該案によって特に 1 回目の「若手研究」に採択されたばかりの研究者が次の研究計画を再構築できる可能性は低く、実際にはうまく機能しないのではないかと考えられる。

【検討を踏まえた結論】

以上のことから、センターとしては、若手研究者の大型種目への応募促進のための具体的方策として、「優先的な採択枠の設定」や「重複応募制限の特例措置の拡大」というものではなく、「科研費の本質である公正な競争の下、一定の経験を有する若手研究者に挑戦する機会を与える」という方策が妥当であると考えられる。

2. 挑戦的な研究の促進

「挑戦的な研究の促進」について、「作業部会」において提示された論点は以下のとおりである。

- (1) 「若手研究者に対する実効的な支援強化策として」、また、「より幅広い層から挑戦的と言える価値のある研究課題の応募を募る」観点から、「挑戦的研究（開拓）」、「基盤研究（B）」及び「若手研究」に係る重複応募制限の緩和
- (2) 重複応募制限の緩和については、審査負担と密接に関連した議論を行う必要があり、挑戦的研究の審査方式等の改善を含めた審査負担軽減策の具体化

上記論点に関し、センターとして以下の案を提案したい。

<具体的提案>

- 「挑戦的研究（開拓）」と「基盤研究（B）」について、重複応募及び重複受給を可能とする。
- 「挑戦的研究（開拓）」については基金化する。

【本提案の考え方】

「挑戦的研究（開拓）」については、「TFまとめ」のとおり、シニア層の応募・採択が多くなっている。これは、重複応募制限によって「基盤研究（S）」と「基盤研究（A）」に対してしか重複応募が認められていないことに起因していると考えられる。本提案は、「TFまとめ」でも提言した、「挑戦的研究（開拓）」に若手研究者を含むより幅広い層が応募することを可能とする提案である。

【「挑戦的研究」と「若手研究」の重複応募及び重複受給制限の考え方】

「挑戦的研究（萌芽）」と「若手研究」との重複応募及び重複受給制限に関しては、「科研費に関するご意見・ご要望受付窓口」等においても、その緩和を希望する意見が多いが、相当規模の応募件数の増加が見込まれるために審査負担等の観点から緩和は困難である。

また、「挑戦的研究（開拓）」については、その応募件数が比較的少ないことのみをもって「若手研究」と重複応募及び重複受給を認めるのは研究種目のあり方としてバランスを欠く。

さらに、挑戦的研究へのチャレンジが期待されることは若手研究者のみに限られることではないため、「挑戦的研究（開拓）」と「基盤研究（B）」の重複応募及び重複受給制限の緩和を行うことが適切である。

なお、若手研究者への挑戦的な研究の促進に関しては、1. で述べた「基盤研究（S）、（A）、（B）」の研究種目において若手研究者の重複応募を認め、採択件数が増加することで、その結果として、「挑戦的研究（開拓）」への若手研究者の応募件数や採択件数が増加していくことが期待できる。

【審査方式等の改善について】

審査負担の軽減を含めた審査方式については、重複応募制限の緩和により「挑戦的研究（開拓）」の応募件数が増えることが予想されるものの、現時点では実際に「挑戦的研究」の中での応募件数がどう動くか見込みの判断が難しく、重複応募制限の緩和と同時に審査方式を大幅に変えると、混乱が生じることや審査方式が有効に機能しないおそれがある。

そのため、重複応募制限の緩和後の審査については、現行の審査方式を前提として実施することとし、「挑戦的研究」全体の応募件数の動向を見据えた上で、「TF まとめ」で提案するように、挑戦的な応募課題を見出すことができる審査方式を担保しつつ、審査負担軽減につながる方式を改めて検討・導入することとしたい。

※1. 及び2. における具体的提案の実施に当たっての留意点および要望

1. 及び2. における＜具体的提案＞に基づく重複応募制限の緩和の実施に当たっては、応募件数増加に際しても一定の採択率を維持し適正な競争環境を保つことが必要である。重複応募制限の緩和のみを進めた場合、結果として「基盤研究（B）」等の採択率の大幅な低下が起こればと考えられ、若手研究者のみならず研究者全体に「基盤研究（B）」等への挑戦を躊躇させる要因につながりかねない。それを避けるためには、一定の予算措置を行うことが前提となる。

なお、「挑戦的研究（開拓）（萌芽）」の新設に当たっては、研究費部会の提言⁴において、当該研究種目の趣旨を踏まえた真に挑戦的な研究課題を支援する観点から、科研費の全体目標である採択率30%の目標にとらわれず、採択件数を一定数に絞ること、一方で挑戦的な研究計画の実行が担保されるよう、応募額を最大限尊重した配分を目指すこと、の方向性が示されている。その上で、多様な研究者の挑戦の機会が損なわれないようにするための予算の大幅拡充が期待され、その認識の下、合意形成が図られてきたものと理解する。

本研究種目に対する要請は極めて高く、結果的に採択率が10%前後とならざるを得ない現下の採択状況では、「学術変革研究」を指向する真に挑戦的な研究を提案しようとする意欲の低下につながりかねない。このことは、挑戦的研究を「学術変革研究」種目群として「基盤研究」種目群とは別の体系として設定し運営している本来意義を歪めているのではないかと強く危惧する。

このため、「多様な研究者の挑戦の機会が損なわれないようにする」との本来精神を早急に取り戻すことも併せて重要であり、より幅広く挑戦的な提案を募り採択する観点から、「挑戦的研究（開拓）（萌芽）」の予算規模を拡大し、応募件数増加への対応も含めた採択状況改善を強く要望したい。

さらに「挑戦的研究（開拓）」については、当該研究種目の主旨に鑑み、研究計画の柔軟な変更・実施を保障する必要があると考えられ、基金化が必要である。この点は、平成28年度

⁴ 詳細は「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成28年12月20日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）を参照。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/037/houkoku/1381248.htm

の研究費部会による提言⁵においても「学術研究助成基金による助成が適当である。」とされていたところである。現在、「挑戦的研究（開拓）」と「挑戦的研究（萌芽）」は同じ審査会で同時に審査を行っているが、助成金の財源が補助金と基金で分かれていることから、両研究種目間での採択課題の調整等、同じ審査会で審査を行うメリットが生かし切れていない。より研究種目の趣旨に合致する研究課題を選定するために、そうした柔軟な運営を可能とする措置についても併せて要望したい。

3. 審査委員の負担軽減や適切な判断に資する審査情報の取扱いについて

① 「審査における研究業績の取扱い」の対応について

【研究業績の研究計画調書の記載方法について】

平成 31 年度公募から、研究計画調書に従来記載を求めていた研究業績については、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているかを確認するためのものであることを明確化するため、審議会における議論⁵を経て「研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更したところ、「研究業績を書けなくなった」、「研究業績を書かなくてよくなった」等、一部で誤った認識があり、今回の変更の趣旨が十分に理解されていない点も見受けられた。

そのため、令和 2 年度公募に向けては、今回の変更の趣旨を改めて周知するとともに、「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に研究業績を書くことができることを明確化にし、論文を引用する場合の記載方法の例を研究計画調書の留意事項⁶に記載することとする。（別紙参照）

【大型種目の主な研究業績の概要について】

「作業部会」からは「大型種目については、主な研究業績の具体的な内容の概要を書かせることにより、審査委員が審査をより効率的に行うことができ、審査負担の軽減につながるのではないか」との案が示された。

本会でやっている大型種目の審査において、これまで審査委員から「主な研究業績について概要が必要である」という趣旨の要望や意見を受けたことはない。

そのため、改めて当該事項の必要性を議論したが、研究業績の内容を詳細に知りたい審査委員は自分で researchmap や KAKEN 等を通じて当該論文等へ直接アクセスすることが可能となっており、研究業績の概要欄の記載内容に疑義を感じた場合にはその真偽について審査委員が改めて確認する手間が生じるなど、当該概要欄の追加によって、かえって審査委員の負担が増加するおそれがある。

よって、現時点において、大型種目の研究計画調書中に新たに主な研究業績の概要を記載させることを導入する必要はないと考える。

⁵ 詳細は「平成 31 年度科学研究費助成事業（科研費）の公募に係る変更等について」別紙 1（平成 30 年 8 月 9 日 事務連絡）を参照。http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1408210.htm

⁶ 「研究計画調書作成・記入要領」についても、適宜必要な修正を行う。

3. 審査委員の負担軽減や適切な判断に資する審査情報の取扱いについて

② 大型種目等における審査について

「作業部会」からは、大型種目で導入されているヒアリング審査や審査意見書について、運用上の改善や、代替方法による改善を含めた具体的な改善方策案が示された。

現在本会では、「特別推進研究」や「基盤研究（S）」の大型種目において、ヒアリング審査の適正な運営の観点から、幹事事前打ち合わせを充実したり、ヒアリング審査実施前の事前確認事項を導入したりするなどの審査方法の改善等を行っているところである。

大型種目等における審査については、まずはそれらの有効性等を含めた検証を行った上で、今後、具体的に検討を進めていく大型種目等を中心とした公募・審査スケジュールの見直しと合わせて、より適切な審査方法を検討していきたいと考えている。

【3 応募者の研究遂行能力及び研究環境（つづき）】

【基盤研究（A）の場合】指示書きは当初どおり、留意事項で注意喚起。

3 応募者の研究遂行能力及び研究環境

本欄には応募者（研究代表者、研究分担者）の研究計画の実行可能性を示すため、(1)これまでの研究活動、(2)研究環境（研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む）について2頁以内で記述すること。

「(1)これまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。

-----留意事項【案】¹-----

※留意事項

1. 研究業績を記載する場合は、当該発表業績を同定するに十分な情報を記載すること。
例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）、著書の場合はその書誌情報、など。
2. 研究業績の記述に当たっては、研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）を網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明するとともに、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
3. 投稿中の論文を記載する場合は、掲載が決定しているものに限る。
4. 本留意事項（斜体の文章）は、研究計画調書の作成時には削除すること。

¹ 基盤研究（A）の場合。研究種目の研究計画調書作成・記入要領等と平仄を合わせるため、調整する場合がある。

【3 応募者の研究遂行能力及び研究環境（つづき）】

【参考】平成31年度 科学研究費助成事業 研究計画調書作成・記入要領 該当箇所抜粋

（令和2年度では、留意事項【案】に合わせて作成・記入要領の内容を変更予定）

(3) 「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄

研究計画調書の指示書きに従って記入すること。

「(1) これまでの研究活動」は、本研究計画の実行可能性を示すよう、本研究計画に関連した研究活動を中心に記述すること。研究分担者がいる場合には、その想定される役割に関連した研究活動を中心に記述すること。

記述に当たっては、研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）を網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明するとともに、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。（投稿中の論文を記載する場合は、掲載が決定しているものに限る。）

研究業績を記載する場合は、当該発表業績を同定するに十分な情報を記載すること。例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）、著書の場合はその書誌情報、など。

産前産後の休暇及び育児休業の取得や、介護休業の取得など、研究活動を中断していた期間が

「研究計画調書作成・記入要領」についても、項目の加除等、引き続き必要な修正を行う。